三田市告示第２００号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び、三田市市税条例（昭和３２年条例第１２号）第１８条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和８年１０月６日

兵庫県三田市長　　田村　克也

記

令和８年介護保険料第２期督促状　　クレイグ　早苗

公示送達書

令和8年10月6日

兵庫県三田市長　　田村　克也

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
令和 8 年度　介護保険料　　第 2 期　　督促状	クレイグ　早苗